

# 第 78 回 道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時 令和 6 年 (2024 年) 7 月 25 日 (木) 10:00 ~

場所 北海道立道民活動センター (かでる 2.7) 1050 会議室

---

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 第 77 回道州制特別区域提案検討委員会の議論について

(2) 第 76 回以前の委員会における類似アイデアについて

(3) 道民アイデアと道州制特区の関係について

4 閉会

## 【議事資料】

- 資料 1-1 道州制特区推進法に基づく新たな提案の検討に向けたアイデア
- 資料 1-2 前回委員会の議事について
- 資料 1-3 前回委員会で御指摘いただいた課題
- 資料 2-1 答申に至らなかった類似アイデアについて
- 資料 2-2 答申に至った類似アイデアについて
- 資料 3-1 道民アイデアと道州制特区の関係について
- 資料 3-2 道州制特別区域基本方針（抜粋）

## 第78回 道州制特別区域提案検討委員会 委員名簿

### 【委員】

(敬称略)

氏名	現職	備考
大原 昌明	北星学園大学経済学部教授	会長
堤 悅子	北海商科大学商学部教授	副会長
朝倉 由紀子	SOC(株)代表取締役社長	
池本 美紀	民宿きのえ荘女将	
宇野 二朗	北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授	
花田 翔二郎	合同会社 ALOP 代表 CEO	
和田 雅昭	公立はこだて未来大学副理事長	

### 【事務局】

氏名	役職
上田 哲史	総合政策部地域行政局長
山田 昌弘	総合政策部地域行政局行政連携課長
大山 進	総合政策部地域行政局行政連携課長補佐
西川 亜衣	総合政策部地域行政局行政連携課分権係長
阿部 絵里佳	総合政策部地域行政局行政連携課分権係主任
根来 朝陽	総合政策部地域行政局行政連携課分権係主事

## 道州制特区推進法に基づく新たな提案の検討に向けたアイデア

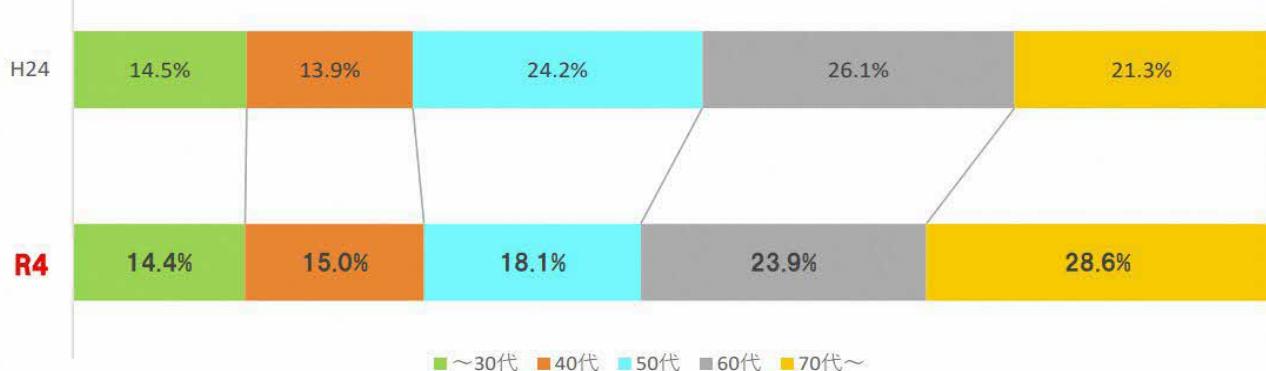
提案事項	外国人スポーツインストラクター等が在留資格外活動をする際の手続きの簡素化及び要件の緩和
提案の背景 (現状の課題・問題点など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本道では、農業や観光をはじめとするサービス業等で人手不足が大きな課題となっている。</li> <li>・ 世界的に有名な国際観光エリアとなっているニセコを抱える後志地域では、冬期間には、スキーやスノーボードといったウィンタースポーツを楽しむため、多くの外国人観光客が訪れている。</li> <li>・ こうした外国人観光客等に対応するため、インストラクターとしての就労を目的とする外国人が、「特定活動」、「技能」などの在留資格で滞在している。</li> <li>・ 外国人インストラクターの中には、北海道での生活環境等に親しみを持ち、ウィンタースポーツ期間以外の時期にも北海道に滞在し、就労したい旨の意向を示す方もおり、こうした方を他の業務に活用できる環境を整備することで、人手不足解消の一助とすることが可能となる。</li> </ul>
提案内容 (アイデアの詳細)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常、外国人が日本国内で就労するためには、あらかじめ業務ごとに定められた「在留資格」を取得する必要がある。</li> <li>・ 外国人が取得した「在留資格」以外の活動をするには、『資格外活動の許可』を受けるか在留資格を変更する必要がある。</li> <li>・ 資格外活動や在留資格の変更は特定の業務かつその業務に係る技能等を有する場合に許可されるものであり、対象となる者は限られる。また一部の在留資格には幅広い資格外活動が認められているが、その場合でも、就労時間に上限(28時間/週)が設けられているほか、認められる外国人は、入国時の在留資格が、「留学」、「特定活動(就職活動)」、「家族滞在」のみとなっている。(スポーツインストラクター(在留資格:特定活動または技能)は対象外)</li> <li>・ スキー・スノーボード、ラフティング、カヌー等のインストラクターでの勤務経験を通じて本道の自然の素晴らしさを感じ、本道に親しみを持ち本道で長期に渡る就労を望む外国人については、就労時間の上限規制の撤廃はもとより、簡易な手続きにより資格外活動を認めるなど、資格外活動を認める在留資格の大幅な緩和を図っていただきたい。</li> </ul>
期待される効果 (アイデアが実現した場合のメリット)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷涼な気候や豊かな食を背景として、北海道の人気は冬季だけにとどまらず、年間を通じて世界の人々を引きつけており、今後も「特定活動」や「技能」といった在留資格によりインストラクターとして働くことを目的に本道を訪れる外国人は増加していくことが予想されるが、これらのアイデアによりさらに本道を目指す外国人の増加が見込まれる。</li> <li>・ 人口減少が著しい北海道にあっては、主要産業である農業や観光業などでの人手不足が顕著になっており、こうした課題の解消に向けた一助となる。</li> </ul>
関係法令等	出入国管理及び難民認定法

## 北海道の人手不足について



### 年齢構成の推移

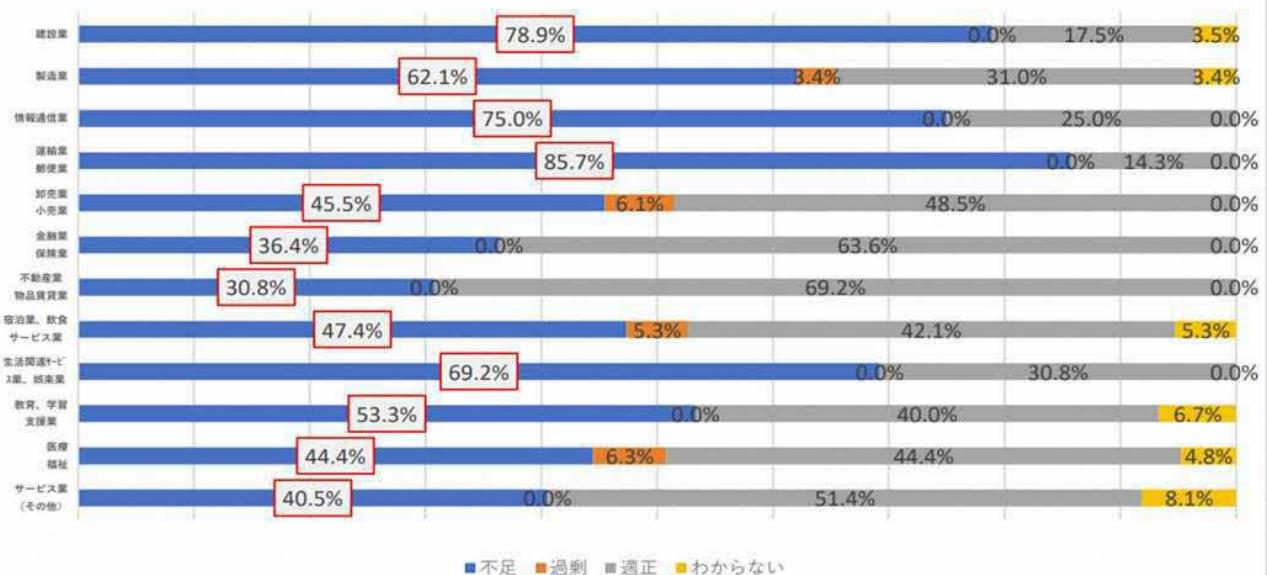
単位：パーセント



出典：農業構造動態調査（農林水産省統計部）

### 令和4年度人手不足等の状況について

単位：パーセント



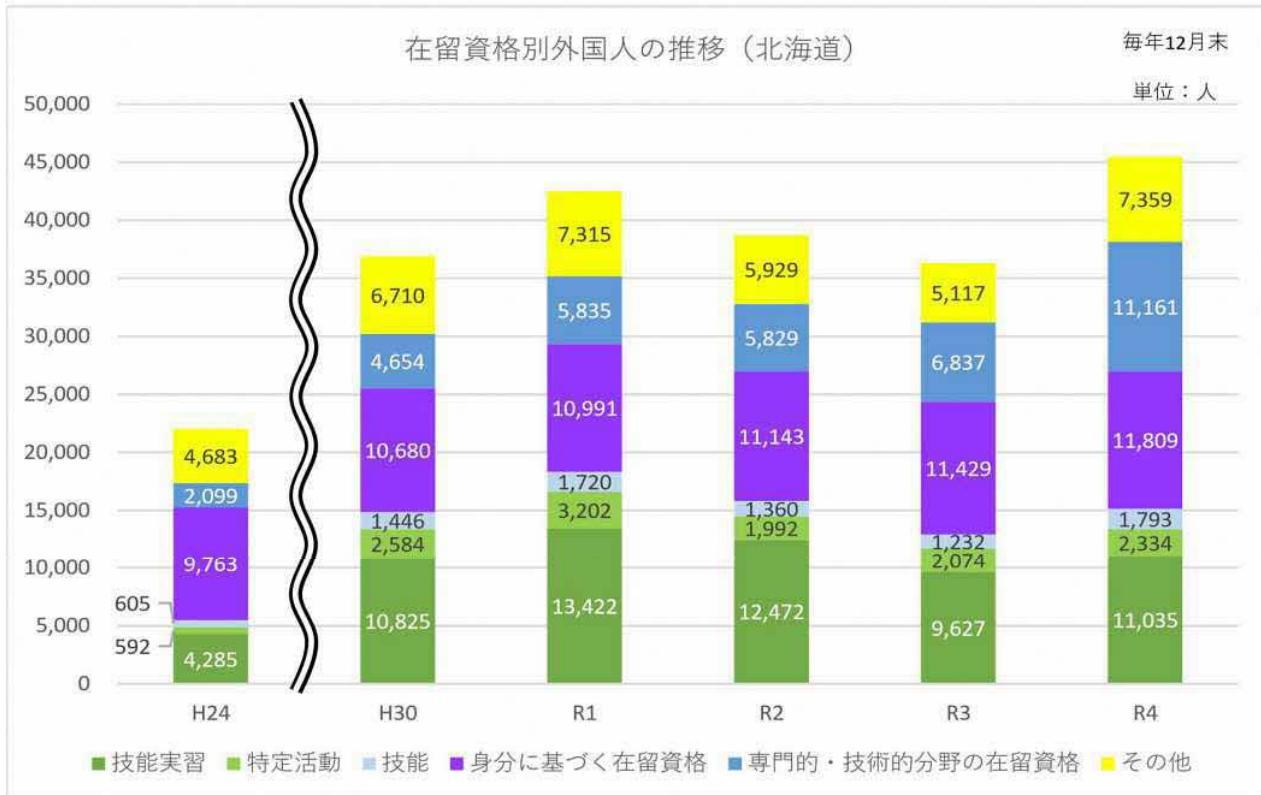
出典：就業環境実態調査（北海道経済部労働政策局雇用労政課）

## 後志管内の外国人観光客の状況

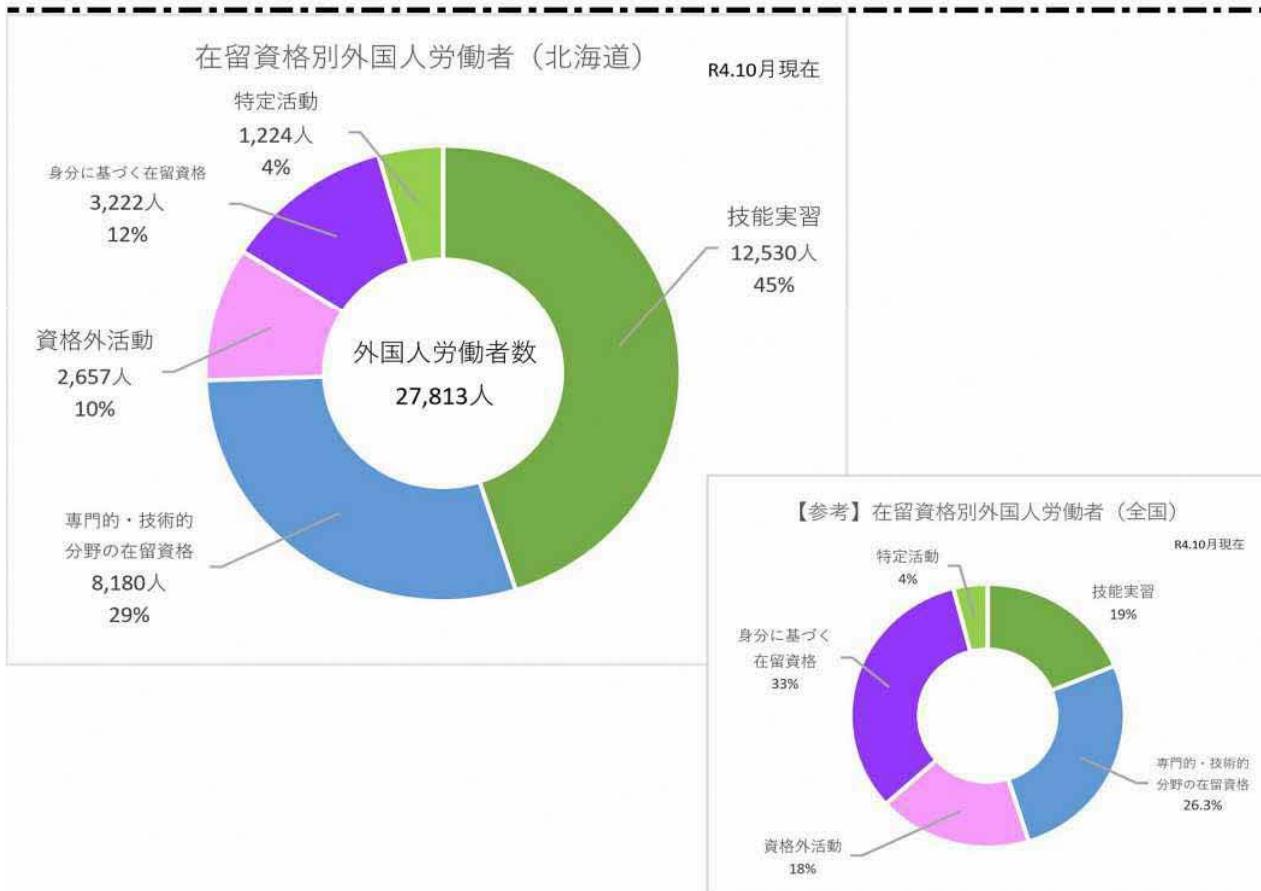


出典：後志総合振興局管内訪日外国人宿泊客数調査（北海道後志総合振興局）

## 在留外国人の状況



出典：在留外国人統計（法務省出入国在留管理庁）



出典：「外国人雇用状況」の届出状況（厚生労働省職業安定局・北海道労働局）

# 外国人の在留資格について

## 1 在留資格一覧

### 就労目的で在留が認められる者

各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能

在留資格	該当例	在留資格	該当例
教授	大学教授等	研究	研究者
芸術	作曲家、画家、作家等	教育	語学教師等
宗教	宣教師等	技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
報道	報道記者、カメラマン等	企業内転勤	転勤者
高度専門職	ポイント制による高度人材	介護	介護福祉士
経営・管理	企業等の経営者・管理者等	興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
医療	医師、歯科医師、看護師等	特定技能	国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度

### 身分に基づき在留する者

活動制限なし

### その他の在留資格

在留資格	該当例	在留資格	概要
永住者	永住許可を受けた者	技能実習	日本で開発され培われた技能等を開発途上国へ移転等する目的で創設されたもの
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子など		
永住者の配偶者等	永住者の配偶者や日本で出生し引き続き在留する実子	特定活動	他の在留資格に該当しない活動の受け皿であり、法改正することなく日本に在留可能な活動の種類を増やすことができる（ワーキングホリデー、家事使用人など）
定住者	日系3世・外国人配偶者の連れ子など		

### 就労が認められない在留資格

※資格外活動許可を受けた場合は一定の範囲内で認められる

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

## 2 インストラクターに関する主な在留資格

在留資格	技能（スポーツインストラクター）
できる活動	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する業務に従事する活動
要件	○日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること ○スポーツの指導に係る技能について <b>三年以上の実務経験を有する者</b> 、又はスポーツの選手として <b>オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者</b> で当該スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事する者

在留資格	特定活動（スキーインストラクター（告示50号））
できる活動	日本の公私の機関との契約に基づいてスキーの指導に従事する活動
要件	○次のいずれかに該当すること（ <b>資格要件</b> ） ・（公社）日本プロスキー教師協会が認定する『アルペンスキー・ステージI～IV』のいずれかの資格を有すること ・（公社）日本プロスキー教師協会が上記と同等以上と認めるスキーの指導に関する資格を有していること ○日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること ○18歳以上であること

在留資格	特定活動（ワーキング・ホリデー（告示5号））
できる活動	・日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動 ・当該活動を行うために <b>必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動</b>
対象国	オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ドイツ、イギリス、アイルランド、デンマーク、香港、ノルウェー、スロバキア、オーストリア、アイスランド、リトアニア、エストニア、オランダ、ウルグアイ、韓国、フランス、ポーランド、ハンガリー、スペイン、チェコ、スウェーデン、ポルトガル、アルゼンチン、チリ
要件	協定等の内容によるが概ね次のとおり ○ <b>相手国・地域に居住する</b> 相手国・地域の国民・住民であること ○一定期間相手国・地域において <b>主として休暇を過ごす意図を有すること</b> ○年齢が <b>18歳以上30歳以下</b> （一部地域は18歳以上25歳以下）であること ○子又は被扶養者を同伴しないこと ○有効な旅券と帰りの切符又は切符を購入するための資金を所持すること ○滞在の当初の期間に生計を維持するために必要な資金を所持すること ○健康であること ○以前にワーキング・ホリデー査証を発給されたことがないこと
在留期間	協定等の内容による（概ね1年を超えない期間）

在留資格	特定活動（ワーキング・ホリデー（告示5号の2））
できる活動	告示5号と同じ
対象国	台湾
要件	概ね告示5号と同じ
在留期間	1年を超えない期間

### 3 在留資格の変更

在留資格を有する外国人が在留目的を変更して別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に、法務大臣に対して在留資格の変更許可申請を行い、**従来有していた在留資格を新しい在留資格に変更するために許可を受けることを**いいます。

在留資格の変更に係る主な要件等については次のとおり

- ・行おうとする活動が『1 在留資格一覧』に該当すること（必須）
- ・現に有する在留資格に応じた活動を行っていたこと
- ・素行が不良でないこと
- ・独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること
- ・雇用や労働条件が適正であること
- ・納税義務を履行していること

※すべての事項に該当する場合でも、総合的に考慮し許可しないこともある。

### 4 資格外活動の許可

資格外活動許可とは、現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとする場合に必要な許可です。

※「永住者」や「定住者」はそもそも就労活動に制限なし

資格外活動許可の要件等については次のとおり

#### （1）資格外活動許可の要件（一般原則）

- ①現に有する在留資格に係る活動の遂行が妨げられるものでないこと
- ②現に有する在留資格に係る活動を行っていること
- ③申請に係る活動が『1 在留資格一覧』のうち、就労目的の在留資格の活動（「特定技能」を除く。）に該当すること
- ④申請に係る活動が次のいずれの活動にも当たらないこと
  - ア 法令（刑事・民事を問わない）に違反すると認められる活動
  - イ 風俗営業活動
- ⑤収容令書の発付又は意見聴取通知書の送達若しくは通知を受けていないこと
- ⑥素行が不良でないこと
- ⑦日本の公私の機関との契約に基づく在留資格に該当する活動を行っている者については、当該機関が資格外活動を行うことについて同意していること。

#### （2）許可の種類

資格外活動の許可は、大きく分けて次の2とおりあります。

##### ①包括許可

1週について28時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動について申請があった場合、上記（1）の③を除くいずれの要件にも適合すると認められるときは、包括的に資格外活動が許可されます。

資格外活動の内容は、いわゆるアルバイト的な活動が想定されます。

※対象は「留学」、「家族滞在」、卒業した留学生の「特定活動（就職活動）」の在留資格の方

##### ②個別許可

原則として、上記（1）の要件（一般原則）に適合する必要があります。

上記①に掲げる範囲外の活動について許可の申請があった場合や就労資格を有する方が、他の就労資格に該当する活動を行う時は、当該活動を行う本邦の名称及び事業内容その他必要な事項を定めて個々に許可されます。

## 【前回委員会の議事について】

### 事務局側の説明

#### 人手不足と 観光地の性質

- ・農業や観光など様々なサービス業で人手不足
- ・ニセコでは、インバウンド需要に対応するため、「冬季」に多くの外国人が活躍

#### 外国人人材 活用の課題

- ・冬季の就労外国人は、その多くが特定活動(スキーインストラクター)で滞在
- ・在留期間が短く、さらに資格外活動への従事には厳しい条件があり、就労時間の上限もある
- ・在留資格を変更しようにも、他在留資格の基準も厳しく、容易ではない

### 冬季以外における人材不足 + 人材不足解消に必要な人材供給への障害

- ① 包括許可の就労時間の上限撤廃
- ② より幅広い資格外活動の承認
- ③ 在留資格の要件の大幅緩和

## 委員からの御指摘

国の権限であるべき

- ・外国人の就労条件決定等は国の仕事
- ・国土主権の観点から、国が一体的に管理すべきでは

インストラクター側の意見が不足している

- ・働く側の意見が欲しい
- ・労働力不足の業界で働きたいのか
- ・どういった仕事に就いてくれるのか考えるべき

日本人材を活用する選択肢はないのか

- ・各業界の労働力不足について、外国人により補充することが解決策として適切か

問題の解決方法は、他にないのか

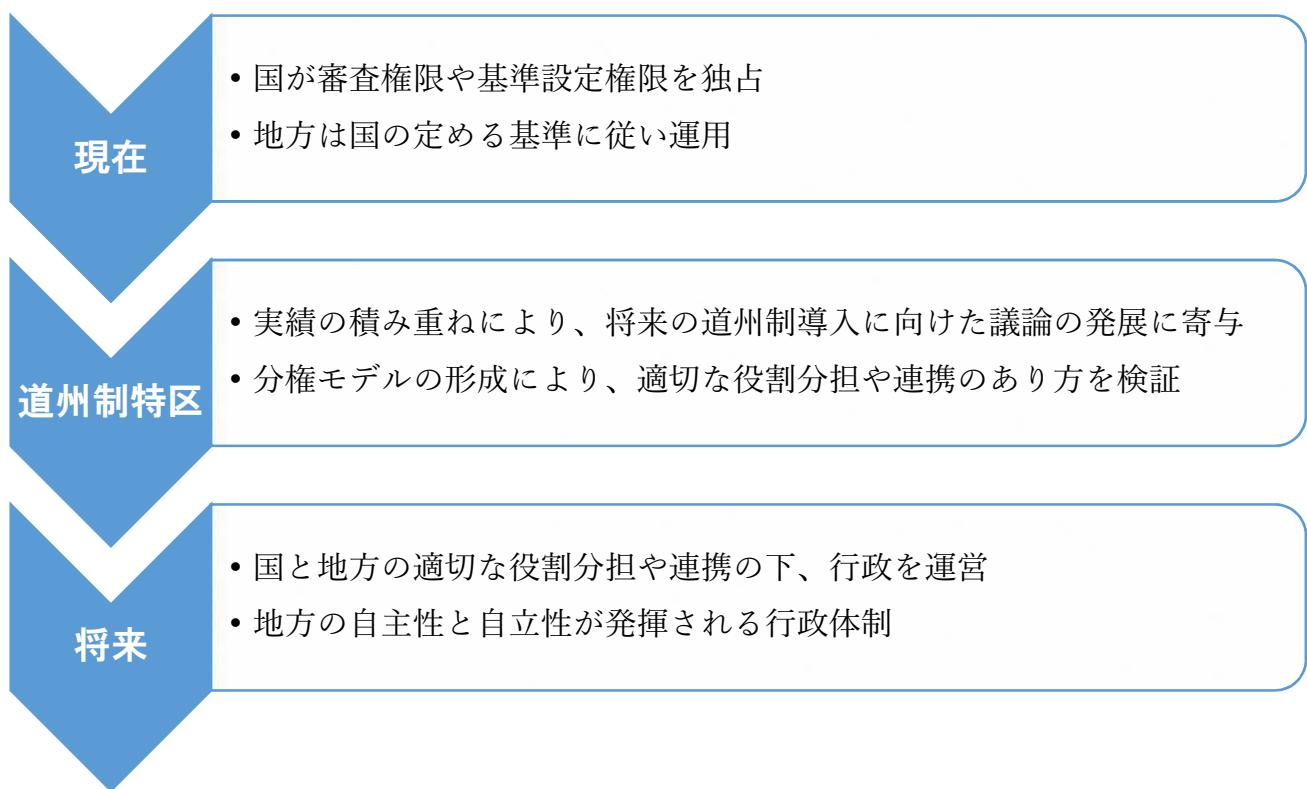
- ・この問題にどう切り込むのか、さらに検討すべき
- ・規制緩和以外では解決できないのか

## 【前回委員会で御指摘いただいた課題】

### 1. 国の権限、国の仕事であるべきではないか

#### ○ 「道州制特別区域基本方針」を踏まえた考え方

道州制特区は、将来的な道州制導入に向けた先駆的な制度であり、基本的に国から特定広域団体への分権、特定広域団体から市町村への分権を目的としています。そのため、国の専掌事項であっても地方が担うべきものはないかを考える必要があります。



#### 道州制特別区域基本方針(抜粋)

- 国と特定広域団体が適切な役割分担及び密接な連携の下に、特定広域団体により実施されることが適當と認められる広域にわたる施策（以下「広域的施策」という。）に関する行政を推進する
- 特定広域団体からの提案を踏まえて国から特定広域団体への事務・事業の委譲等を行う仕組みを設けており、その実績を積み重ねていくことにより、将来の道州制導入に向けた国民的な論議の進展に資することが期待される

## 2. 働き手側の視点に欠けるのではないか

### ○ 現時点での調査状況

アウトドア事業の経営者や複数の事業者が所属するネットワーク組織の方にヒアリングを行い、インストラクター等、外国人人材側からの需要などを調査しました。その結果、外国人インストラクターに限らず、外国人人材活用についてニセコ地域が抱えている事情が明らかになりました。

#### A 氏

- ・通年にアウトドア観光事業を運営
- ・インストラクターの雇用実績もある

- ・外国人インストラクターは日本のルールに従って働く前提でプランニング  
→制度的に可能であれば、通年に滞在を望む人はいる
- ・冬季以外のニセコにおいて深刻な問題は、ホスピタリティ要員の不足  
→ニセコ観光業全体のサービスの質の低下が危ぶまれている

#### B 氏

- ・ニセコ地域の観光事業者のネットワーク組織に所属
- ・事業者の方々からの直接のヒアリングを行う

- ・外国人が短期的に就労する職種はインストラクターに限らない  
→宿泊業や飲食業においても状況は同じであり、インストラクターは比重が小さい  
→なぜインストラクターだけを議論するのか不思議
- ・宿泊業や飲食業ではワーキングホリデーの資格で働く人が中心  
…多い場合には一社で 100 人を超える外国人材を雇用している
- ・ニセコの観光業には、夏場と冬場で客層の言語が大きく異なるという特徴がある  
→冬場の言語適正が高い外国人は、夏場になると日本人客が相手になり接客が困難
- ・毎年冬季に、外国人は 2000 人近く訪れる  
→残る人を増やそうという話がニセコでも出てきている

### 3. 日本人材を活用するという選択肢は考えないのか

#### ○ 日本人材の活用について

事業者自身の経営方針によって、日本人材と特定の外国の人材のどちらを求めるかは回答が異なるものでしたが、事業者の求めるような日本人材の確保は難しく、外国人材に頼らざるを得ない状況があります。

#### ○ 主な障害:

##### (1) 多言語技能

仕事の性質上、英語で接客ができるなどの外国語的素養が求められている

##### (2) 給与

ニセコ地域の給与水準は、首都圏と比べて低いものと認識されている

##### (3) 生活環境

ニセコ地域は都心部から遠く、冬季は降雪量が多いことで知られている

#### ○ これまでに行われた人材確保策:

##### (1) 札幌に支店を置き、人材募集

経営関係の業務を札幌、実務をニセコで行い、それにより札幌で人材募集している事業者も存在する

##### (2) ハローワークやインターネット上での人材募集

募集は行うものの、日本人の応募は少ない

## 4. 他の方法では解決できないのか

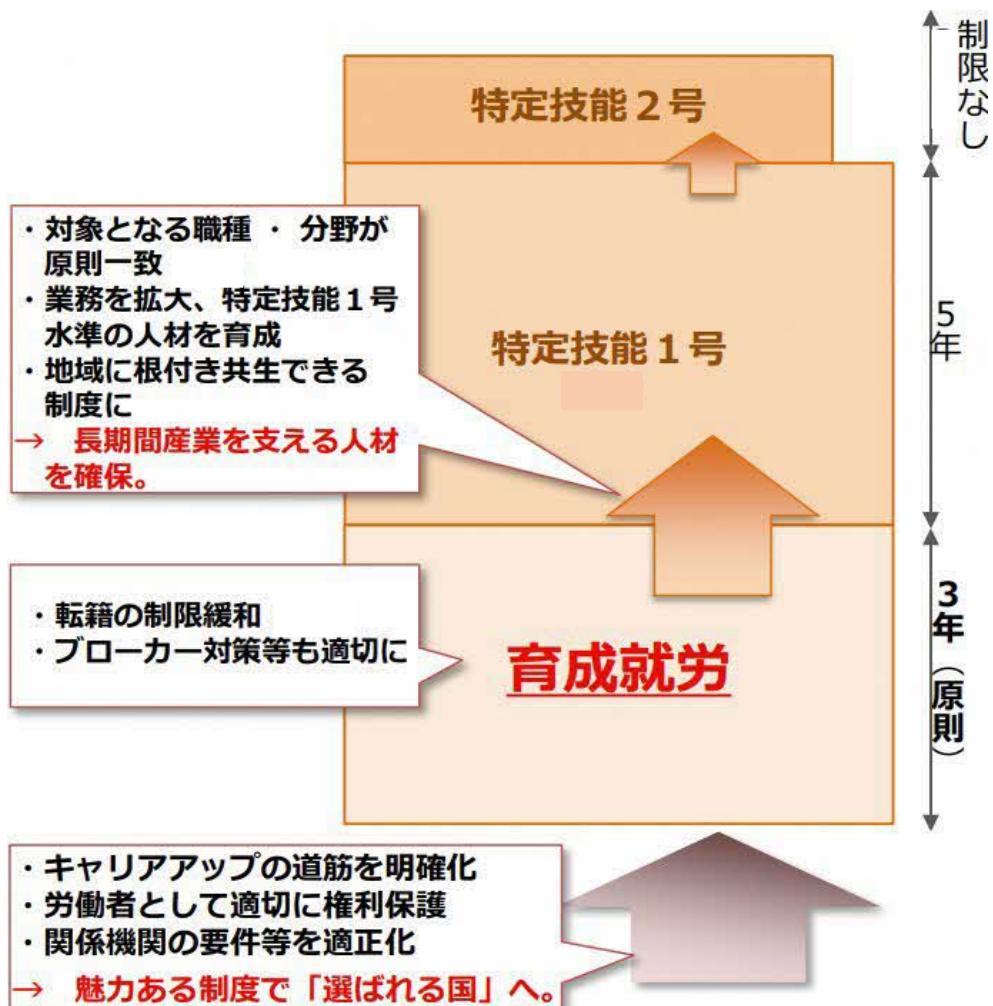
### ○ 育成就労制度の活用について

将来的に整備される育成就労制度でも、この問題の解決については明確になっておりません。

#### 育成就労

育成就労は、令和6年6月14日に成立した入管法等の改正により令和9年（2027年）までに整備されることが決まっている新しい在留資格です。最大3年間就労可能な他、技能実習とは異なり人手不足解消を目的とし、特定技能資格に進むことを目指す前提の資格です。

ただし、本資格の対象業務などの詳細は、現時点では未定となっています。



出典：改正法（令和6年法律第60号）の概要（出入国在留管理庁）

## 【答申に至らなかった類似アイデアについて】

### 労働需給のミスマッチ地域における外国人人材の受入れ (第6回提案検討委員会)

#### ○アイデアの趣旨

農業・水産業における外国人研修生の受入れ促進のため、受入れ規制を緩和する。

#### ○事務局の見解

国で外国人研修制度について議論されている最中であることから、国の制度議論の中で対応可能として整理する。

#### ○委員会の結論

道州制特区提案によらなくとも対応可能なものとして整理する。

### 外国人帰化申請に関する許可権限を道知事に移譲

#### (第61回提案検討委員会)

#### ○アイデアの趣旨

外国人の帰化の許可権限を知事に移譲し、同時に、帰化の条件を緩和する。

#### ○事務局の見解

法務大臣から知事に帰化の許可権限が移譲された場合、海外から道内への移住者が増え、地域の活性化が期待される。

しかし、国籍というものは国際的な問題であり、全国一律の基準で国が所管すべきものであることから、道州制特区になじまないものとして整理する。

## ○委員からの意見

- ① ア拉斯カ州では、アジア人が米国籍獲得のために2年ほど移住し、その後他州に移住してしまう問題が生じているが、北海道も同様に、東京など国内他地域への受入れ窓口になってしまうのではないか。
- ② アメリカの州は国家性を持っているが、日本の地方自治体はそのようではなく、国籍を与える権限を持つことには違和感がある。
- ③ 国籍とは別に、北海道式の籍のようなものがあれば良いと思う。

## ○委員会の結論

道州制特区になじまないものとして整理する。

# ホテル・旅館業における外国人技能実習生の実習期間延長

(第69回、第70回提案検討委員会)

## ○アイデアの趣旨

現在1年間となっているホテル・旅館業における外国人技能実習期間を3年間又は5年間に延長する。

## ○事務局の見解

現在宿泊業の関係団体が技能実習2号の対象となるために必要な評価制度の構築を検討していることから、将来的に3年間の実習が可能となると期待される。

また、出入国管理は国の専掌であり、道州制特区にはなじまず、在留資格について特区内に限った特例措置を講ずることは困難であることから、一旦検討終了とするべき。

## ○委員からの意見

- ① 意見交換会は現在どうなっているのか。
- ② 国の専掌事項であることを理由に一旦検討終了と整理することに疑問がある。
- ③ 外国人技能実習制度というのはそれ自体が、国際貢献で外国人に日本の技能を身につけていただき、それを本国に持ち帰り活用していただく制度であり、人材確保の目的で使うのはおかしい。

## ○委員会の結論

専掌事項であることを理由にするべきでなはないが、技能実習制度の趣旨は国際貢献であり、アイデアの狙いの一つとして挙げられている人材不足解消は別の制度に係る要望として出すべきである。

したがって、一旦検討終了とする。

ただし、観光だけでなく農業、福祉、中小企業など色々な分野にも人材不足という問題は及んでおり、その解決に向け道州制特区として出入国管理の権限の一部移譲を受けることは委員会の理想である。

## 【答申に至った類似アイデアについて】

### 1. アイデアの変遷

観光業における外国人  
研修生の在留期間延長

国の専掌事務に対する  
申出権の創設

第6回～7回

第10回～11回

第12回

特定技能「ホテルマン」  
「観光サービス技能」の  
新設

### 2. 最初のアイデア(第6回～7回)

#### ○アイデアの趣旨

道内観光産業に限り、外国人研修生資格による在留期間を3年か1年へ延長。

#### ○事務局の見解

国からは在留資格「技能・人文知識・国際業務」に係る活動であることを証明すれば、現行制度内でも3年か1年、在留できる、と説明された。

さらに、「高度な知識を要する場合」は5年まで在留期間を延長できるが、やはり3年か1年で十分だと思われる、と指摘された。

また、研修制度は多くの問題を抱えているため、慎重な検討をする。

### 3. 中期のアイデア(第10回～11回)

#### ○アイデアの趣旨

「技能・人文知識・国際業務」の中に「ホテルマン」を新設。或いは、より簡易な基準で在留可能な「観光サービス技能」を新設。

### ○事務局の見解

「技能・人文知識・国際業務」資格は基準が非常に厳しく、この資格で在留しているホテルマンは、基本的には対象資格の1つである「通訳」の資格で在留している。より広範な人々を呼び込むために、「ホテルマン」の資格を新設する他、「観光サービス技能」という在留資格を別途新設したい。

### ○委員からの意見

- ① 他のアイデアもまとめて、「観光振興特区」として提案してはどうか。
- ② アメリカのホテルマンは、日本と異なり、非常に地位が高いものと評価される。こうしたアメリカ的な、高度な技術を要する存在、という形でホテルマンをアピールしてはどうか。
- ③ 「技術・人文知識・国際業務」の対象資格に「ホスピタリティ・接客専門」などを追加するよう提案してはどうか。

## 4. 提出時のアイデア(第12回)

### ○アイデアの趣旨

在留資格の基準の変更について、法務大臣に対し、その旨の申出をすることができる。また、その申出について、法務大臣は尊重しなければならない。

### ○事務局の見解

これまで規制緩和の方針で主張してきたが、過去に構造改革特区計画として提案して失敗している以上、異なるアプローチが必要なため、申出権の創設として提案する。

### ○委員からの意見

規制緩和を目的としてきたが、実際に知事が申出権を獲得した際に、それを規制強化に用いる可能性もある。こうした場合、当初の目的と矛盾するが、どう考えるのか。

### ○委員会の結論

上記のような意見があったが、最終的には答申することとした。

## 5. 答申後の経緯

### ○国の見解

国内労働市場や治安、不法滞在者問題など我が国の経済社会及び国民生活に及ぼす影響を考慮し、慎重に検討する必要があり、**北海道地域だけの事情を他の考慮事項に優先して勘案すること**に繋がるため、**受入れは困難。**

### ○提案の成果

H21年  
(2009)

これまで入国管理行政と地方自治体の間で意見交換を行う場が少なかったのではないかと考えられるため、個別の要望を聞く機会を設ける

H21年  
(2009)

法務省、道の間で意見交換会が設置された

H21年  
(2009)

第一回意見交換会を開催。北海道は外国人材受け入れ促進のため、技能実習制度の活用や、資格要件緩和を提案した

### ○意見交換会

国と道の間で定期的に行われることとされた意見交換会は、平成21年11月、法務省や厚労省と道の間で開催された第1回意見交換会の後、開催されていない。

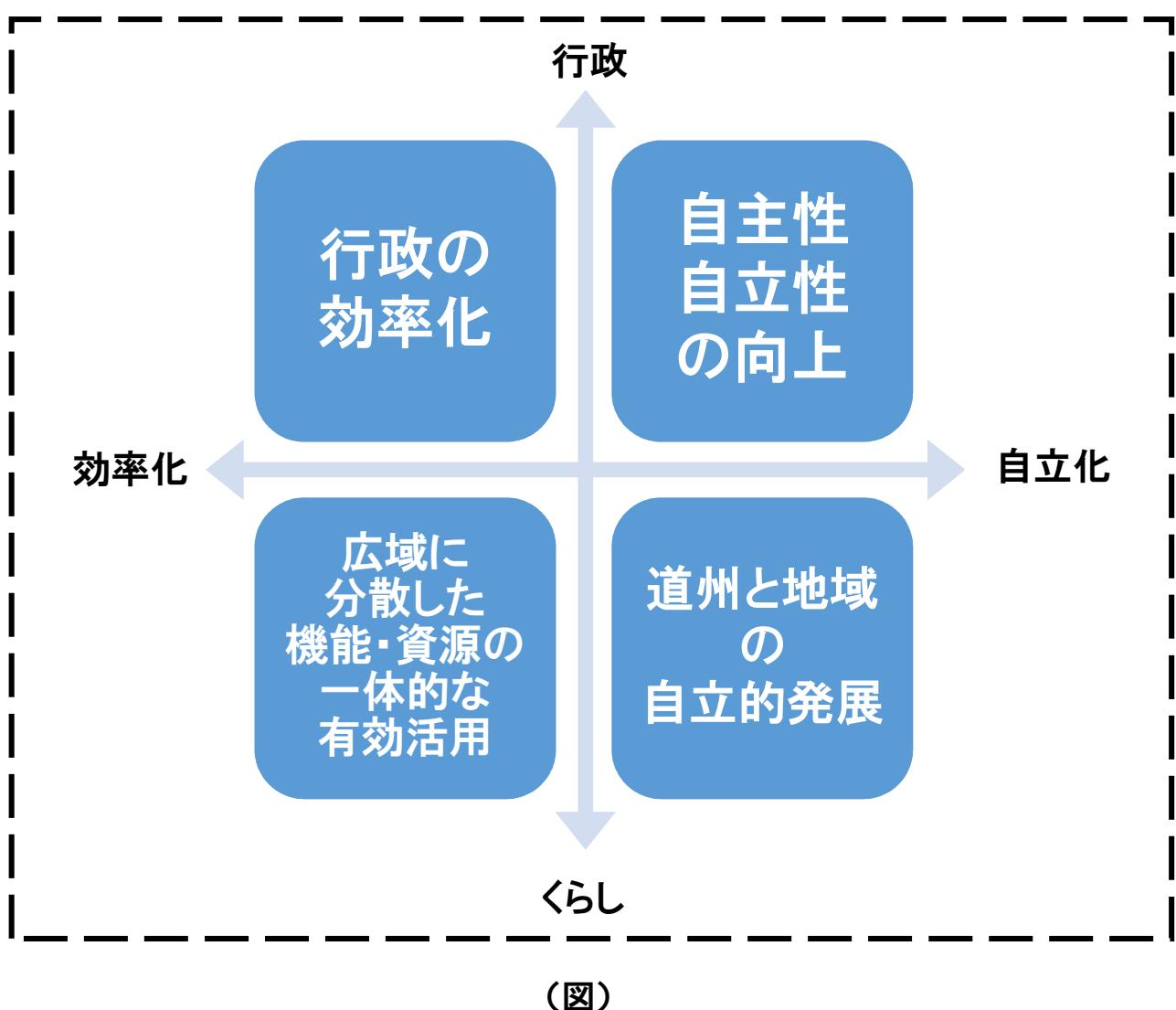
## 【道民アイデアと道州制特区の関係について】

### 広域行政の推進の3つの目標

- ・特定広域団体の自主性及び自立性の向上
- ・行政の効率化
- ・特定広域団体の自立的発展に寄与

### 広域行政の推進の3つの基本姿勢

- ・広域に分散した諸機能及び諸資源の一体的で有効な活用
- ・特区内の各地域の特性に応じ、住民の福祉、経済、社会の発展に寄与
- ・国と特定広域団体の適切な役割分担により、自主性及び自立性を發揮



## 基本的な方向性とアイデアの適合性

広域行政の 基本的な方向性	審議中のアイデアの性格
行政の効率化	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 国内において例外的な取り扱いを創出することで、在留者等の不要な混乱を招く可能性がある</li><li>○ 制度改正などの際に、通知等を行う先が増える</li></ul>
自主性及び 自立性の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 特定広域団体である北海道が、独自の基準設定権を持ち、在留資格に係る事務権限を有することで、自主的、自立的な行政運営が可能</li></ul>
広域に分散した 機能・資源の 一体的な有効活用	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ニセコの外国人インストラクター、ニセコの観光資源、のどちらも広域的とは言いがたい</li><li>○ 特区内の他地域との繋がりを示すような要素に欠ける</li></ul>
道州と地域の 自立的発展	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ニセコを中心に、外国人在留者の増加は、より大きな経済的需要を生むことが確かであり、社会・経済的な発展に寄与する</li><li>○ 外国人在留者の増加により、連鎖的に道内の国外文化の発展が期待でき、それにより道民の国際的視野も広がり得る</li></ul>

## 道州制特別区域基本方針（抜粋）

### 1. 広域行政の推進の意義及び目標

#### （2）広域行政の推進の目標

国及び特定広域団体は、広域行政の推進に当たっては、①地方分権を推進し、特定広域団体の自主性及び自立性を高めること、②国と特定広域団体を通じた行政の効率化を図ること、③北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目標とする。また、特定広域団体においては、上記の趣旨を踏まえ、広域行政をより効果的かつ効率的に推進する観点から、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村への事務・事業の委譲を積極的に推進するとともに、市町村の自主的な合併を促進するほか、特定広域団体の出先機関（支庁又は地方事務所）の計画的かつ着実な再編に取り組むことが期待される。

### 2. 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

#### （1）広域行政の推進に当たっての基本姿勢

国及び特定広域団体は、法第3条及び第4条に基づき、次に掲げる基本理念にのっとり、広域行政の総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、広域行政の推進に当たっては、相互に協力し、それらの行政の効率化に努めるものとする。

- ① 広域に分散して存在する産業、福祉、文化等の有する機能及び経済活動、社会活動その他の活動に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせて一体的に活用すること。
- ② 道州制特別区域内の各地域の特性に配慮しつつ、各地域における住民の福祉の向上並びに経済及び社会の発展に寄与すること。
- ③ 国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域団体の自主性及び自立性が十分に発揮されること。